



# 森林整備を進めましょう

森林がもつ多面的な機能の充実を図り、所有山林の資産価値を高めるためには、木の生育段階に応じた手入れが必要です。森林の手入れには経費がかかりますが、造林補助事業など国・県の補助金を活用すれば、費用負担を軽減できます。また間伐は条件がよければ搬出した木材の売り上げにより、「収入を得る」ことも可能です。

補助事業を有効に活用して、森林の手入れを進めましょう。

## 造林補助事業

除・間伐については、鳥取県環境保全税による上乗せ補助があり、県が定めた標準的な経費の8割から9割が助成されます。

○要件

施行面積 0.1ha以上

林齢 11年生～60年生

○事業主体

森林組合、生産森林組合、  
施業計画認定者等

○負担区分

保安林 国・県 9/10

森林所有者等 1/10

(H24まで)

普通林 国・県 8/10  
森林所有者等 2/10

(H22まで)

除・間伐以外にも植林及び  
保育に対して補助制度が  
あります。

## 人工林に侵入した竹の伐採

スギ・ヒノキ等人工林に侵入した竹の伐採(除伐)を行う場合も鳥取県環境保全税による上乗せ補助があり、県が定めた標準的な経費の9割を助成します。

○要件

施行面積 0.1ha以上

○事業主体

森林組合、生産森林組合、施業

計画認定者等

○負担区分

国・県 9/10、

森林所有者等 1/10

(H24まで)

## 竹林の適正管理

平成24年度までの間、鳥取県森林環境保全税を活用した次のような竹林の整備が実施できます。

### 竹の抜き伐り(間伐)

放置された竹林の抜き伐り(間伐)を行う場合、県が定めた標準的な経費の9割を助成します。

○要件

施行面積 0.1ha以上

協定締結 町と「竹林整備及び  
管理に関する協定」の締結が必  
要

○事業主体

森林所有者、森林組合、竹林整備及び管理協定締結者

○負担区分

県 9/10、森林所有者 1/10

### 竹林の皆伐

竹林を皆伐した後、再び竹林として管理(循環利用)する場合、県が定めた標準的な経費の9割を助成します。

○要件

施行面積 0.1ha以上1.0ha未満

協定締結 町と「竹林整備及び  
管理に関する協定」の締結が必  
要

○事業主体

森林所有者、森林組合、竹林整備及び管理協定締結者

○負担区分

県 9/10、森林所有者 1/10

問い合わせ先

産業観光課

☎73-1562